

教育関連三法の改変と2006年教育基本法は憲法違反です 平和憲法を誇りとし、反原発、環境、平和教育を一層進めよう

国による教育内容への介入に反撃を

教育関連三法案は、昨年12月15日に2006年教育基本法が成立し、同22日に公布・施行されたのを受けて、中央教育審議会では2月14日に説明を受け3月10日に答申という超短期間での審議で済ませ（定足数に達しなかったヒアリングもあった）、政権内部に異論のある中を最後は安倍首相の強引な指示でまとめられました。政府は今年3月30日これを国会に提出しました。学校教育法、地方教育行政組織法、教員免許法などを改悪するための法案です。

各地で日教組など教職員組合が地道に反対行動に取り組みましたが、国会では6月20日に自民・公明両党が強行採決により、三法を無理矢理成立させました。

1947年教育基本法は権力拘束規範としての立憲主義的性格をもっており、教育は「個人の尊厳」が前提ととられ、国が教育の内容に口出しできないような枠組となっていました。しかし2006年法では、教育は国のために存在し国民はそれに従属すべきものであるとの価値判断のもとに成り立っています。

でも2006年法だけでは教員も国民も実際に、国の目指す方向に行動しないので、そのための体制を築き上げる必要がありました。2006年法の10条に「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり」とあり、自民・公明両党の進める教育体制の改変のためには、新たな法令（政令、省令）が是非とも必要なのです。

それらの法令の裏付けとなるのが、今回の教育三法案です。これが今回成立したことによって、今後学校現場などで教育委員会や校長などが国の意向を受けた指示や指導を行い、教職員をそれらに従わせるための法的根拠ができあがったのです。後で述べるように、国が教育委員会を通じて、教育の内容について、全国の国公私立の学校の教職員を縛り、全国一律の教育を行うことを狙っています。

国の意向に従わない教職員は法的に処分できる仕組みも今回の改悪案に密かに組み込まれたのです。

しかし、2006年法は明らかに憲法に違反した法体系になっており、文科省が2006年法を盾に国家主義的な政策を学校と国民に押しつけても、憲法の制約から逃れることはできません。

各現場現場で平和教育、反ヒバクの教育、環境教育、反原発教育に一層強力に取り組みむとともに、憲法改悪をくい止める闘いを展開する必要があると考えます。

徳目（＝道徳）が全ての教育の目標
そして、教育内容は何でも国が決める

以下、まず教育三法の改悪の中身を概括的に検討します。

まず、学校教育法の改悪です。これまでの教育の目標であった、教科教育や課外活動・進路指導・公民教育などを後景に退け、「伝統」「生命及び自然」「規範意識」「公共の精神」「家族と家庭」などの「道徳」に類するような徳目基準を教育の目標として前面に打ち出し、そのもとに教科が位置づけられるという復古主義的な性格となっています。

教育の内容や方法まで踏み込んで国が介入できる文言への変更も強行されました。これまで、「小学校の教科に関する事項は……文部科学大臣が、これを定める（学校法20条）」となっていたのを、「小学校の教育課程に関する事項は……文部科学大臣が定める（新学校法33条）」へと変えられています。これまで教育課程の基準の制定だけを国が決めていたのを、教育課程そのものとそれを構成する教科以外の要素（例えばこれまでの道徳＝徳目）を国で決定し、現場に持ち込むのです。

また、副校長、主幹教諭、指導教諭などを新たに創設し、現在指導・助言関係と見られる「校長・教頭」と教諭の関係にそれらを挟み込むことで、学校を上意下達の階層的構造につくり変え、教員の仕事をそれらの最下層に位置づけるものになっています。

学校評価制度と学校情報提供制度が明文化されましたが、今後文科大臣が全国学力テストを学校の評価方法と定めれば、それへの参加が義務づけられ、犬山市のような不参加の地教委は認められなくなります。

「いじめ」等を口実に地方に口出しし始める国

地方教育行政組織法では、生徒の教育を受ける権利の侵害について、国は各教育委員会に「是正の要求」ができることとなりました。これは単なる要求に留まらず、「講ずべき措置の内容を示して行う」とされており、実質「指示」と同等の具体性をともなう措置であり、しかも文科省にとっては使い勝手がよいものとみることができます。

また、緊急に生徒の生命・身体を保護する必要がある場合は、教育委員会が従う義務のある指示を出す制度も新設されました。

これらは国の影響を地方教育行政に及ぼすもので、その突破口となるものです。

「宋履修」問題や「いじめ自殺」問題が喧伝される中で、これらは法案化されましたが、いまやその両者ともマスコミは騒がなくなりました。不思議なことです。当時の「大騒ぎ」は一体何だったのかと疑いたくなります。

免許更新制の狙いは国への恭順、教員への恫喝

教育職員免許法では、教員免許状の有効期間を10年とし、有効期間満了前に、文科大臣の適合認定を受けた30時間の免許状更新講習を修了した者について免許管理者（各都道府県教委）が免許状の更新を行う制度を、新たに設けました。

また免許状の失効規定には、分限免職のときと、児童・生徒・幼児に対する指導が不適切であると認定され、「指導改善研修」を受けている者については免許状更新研修を受講できないときを設定しています。

つまり、教員免許更新制度は、指導不適切教員の「指導改善研修」や分限制度が連動しており、国の意向に従わない教員の排除ができる可能性を持っています。

1900年から終身有効となった日本の教員免許状については、小渕首相のもと教育改革国民会議で「更新制の可能性を検討する」とされたものの、2002年2月には中央教育審議会が「なお慎重にならざるを得ない」と慎重論を打ち出しました。

しかし、2004年8月河村文科大臣が「義務教育の改革案」の中で、「教員免許に一定の有効期限を設け、更新時に教員としての適格性や専門性の向上を評価する」としたのに続き、同年10月中山文科大臣が更新制について中教審に諮問し、2006年7月に中教審も更新制

を推進する方向を打ち出しました。

しかし、中教審が2002年に出した、「免許状授与時に教員としての適格性を全体として判断していないので更新時に適格性を判断する制度は取り得ない」「専門性の向上については研修に差異を付けることの限界性がある」などという主旨の見解は解消されぬままです。その他多くの問題点・矛盾を抱える制度変更なのです。

旭川学力テスト事件最高裁の判決（1976年5月21日）で、「知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においても、……また、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならない」という本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならないという意味においては、一定の範囲における教授の自由が保障されるべき」との判断からも言えるように、免許更新制の導入によって教職員に萎縮効果をもたらし、子どもとの直接の人格的接触によって自己研鑽に励んできた、従来の教員のあり方に変質をもたらす、機械的な「教育」行為の積み重ねへと変わっていくことが、容易に想像されます。

子どもたちを戦場に送るな
原子力災害の犠牲にするな

2003年に創設された原子力教育支援事業は全国で人気が無く、都道府県からの申請が2005年度でも総予算の48.1%にしか達しないものの、この三法の成立によって文科省は各学校現場に、原子力推進の教材・講師やその利用を押しつけてくることが危惧されます。

広島県や各地の学校で平和教育を具体的に中止させる動きが続いています。それがさらに進んで、海外への出兵を容認し支持する教育の押しつけへと進むようになれば取り返しの付かないことになるでしょう。

しかし、久間前防衛大臣の原爆容認発言への長崎や全国での猛反発や、沖縄戦集団自決への日本軍関与を否定する教科書検定への反対の動き、従軍慰安婦問題に見られるように、反動化は安倍政権の思惑どおりには進みません。悪法をいくつ積み重ねて、悦に入っても、かつて痛い目に遭った被害者である国民の反発は必至なのです。

学校現場で地道に、原発等での事故や地震と原発の関係などについて被害者の側に立った教育を積み重ね、憲法改悪の動きも押しとどめようではありませんか。